

防企第333号
平成25年3月18日

玄海原発プルサーマル裁判の会
代表 石丸 初美 様
プルサーマルと佐賀県の100年を考える会
共同代表 野中 宏樹 様

佐賀県知事 古川 康



佐賀県知事に対する質問・要請書に対する回答について

2013年2月20日付けで提出のあった要請・質問書について、別紙のとおり回答します。

「原子力防災に必要な被ばく予測データに関する質問と要請」

(2013年2月20日)

に対する回答

質問事項

1. 規制委員会が行った拡散シミュレーションは、規制庁の事務局案が出る前に作られたもので、事務局案よりも緩い IAEA の基準（週 100mSv）を用いています。これでおおよそ 30km に収まるということです。しかし、事務局は IAEA より厳しい週 50mSv（事故後数時間）や年 20mSv（1 日から数週間：住民の避難はこれらの数値を使う）を採用しようとしています。そうするとシミュレーションの条件を変えて拡散予測をやり直すべきです。そうすれば 30km では収まらないという結論になります。県としてどのようにお考えですか。

【答】

原子力規制委員会が実施した放射性物質の拡散シミュレーションは、

- ・過去の玄海原子力発電所周辺の気象条件においては、東・南西側に拡散が広がりやすいこと
- ・放出量等の一定の条件設定の下での、IAEA（国際原子力機関）が定める避難指示の発令基準（100mSv/週）に達する距離

という拡散の全体的な傾向等を表した参考情報として提供されたものと理解しています。

さらに、放射性物質の拡散シミュレーションは、放出量・放出継続時間やその時の風向き・風速など、様々な仮定を踏まえて実施されていることから、条件設定が異なれば、結果も異なってくるものであり、その精度や信頼性には限界があるものと考えています。

このため、原子力規制委員会においても、拡散シミュレーションは、防護対策の検討材料の一つにとどまるものと考えられているところであり、再度シミュレーションをやり直して頂く必要性を認識しておりません。

2. 規制庁のシミュレーションでは、上位 3%をカットする 97%値を採用していますが、これを 100%値にすると、高線量地域はさらに拡大します。この点については、既にある 100%値のデータを開示するよう求め、開示の方法について検討するとの回答を得ました。県としてどのようにお考えですか。

【答】

原子力規制委員会から示された放射性物質の拡散シミュレーション結果の資料において、「97%値」を採用され、陸側方位の最大値として 29.1km という数値が示されていること、及びご指摘の「100%値」を意味する「すそ値」として 65.0km という数値が示されていることは承知しております、今回の試算条件下では、玄海原子力発電所についてはこうした試算結果となったということと理解しています。このことから、県としては、改めて「100%値」の開示を求める必要性は感じていません。

3. 30km の問題については、2つの面から問題になりました。

一つは、規制庁事務局による福島基準との齟齬です。福島基準では、福島原発並みの事故で、原発から 45km（飯館村）や 60km（毎時 $20 \mu\text{Sv}$ を超えた福島市）で避難が必要となります。この点について規制庁は、30km の外側でも避難となることがあると認めました。回答は、「OIL1（緊急防護措置：迅速な避難等空間線量時間 500 μSv ）、OIL2（早期防護措置：数日～数週間以内で実施されるべき措置空間線量時間当たり $20 \mu\text{Sv}$ ）を超える値は、UPZ 外においても観測されうるため、そのような場合には、避難及び一時移転を講じる必要がある点を明記している。」というものです。となると、30km 以遠の地域についても避難計画を持たねばならず、防災計画が必要となります。

二つ目は、新潟で原発から 50km で防災計画を立てた場合について国として否定しないと回答しました。規制庁としては、「UPZ は目安となる数値を示している。範囲については地方で判断し決めてもらう」という回答でした。つまり範囲の決定は、地方自治体の責任で決めてもらうというのが規制庁の考え方です。

県としてどのようにお考えですか。

【答】

(一つ目のご指摘について)

原子力災害対策指針においては、あらかじめ防護措置等を準備しておくべき「原子力災害対策重点区域」を PAZ（予防的防護措置を準備する区域）及び UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）とされていますが、この区域外であっても、OIL の判断基準により必要な地域については避難や一時移転などの防護措置をとることとされています。

なお、原子力災害対策指針においては、UPZ の外側の地域に関する PPA（ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域）の考え方の導入について今後の検討課題とすることも示されていますので、これらの検討状況を注視し、適切に対応していくたいと思います。

(二つ目のご指摘について)

UPZ の範囲は地域防災計画で決定することになりますので、原子力規制庁の「範囲は地方（※防災会議）が判断して決める」という考え方は、その通りだと認識しています。

県としては、UPZ の設定について、

- ・ IAEAにおいて UPZ の範囲が 5～30km とされていること
- ・ 原子力規制委員会が定めた原子力災害対策指針においても概ね 30km とされていること
- ・ 防護対策に整合性を持たせるべき福岡県や長崎県において、既に半径 30km と規定されていること
- ・ 県内市町においても UPZ を 30km とすることに対し特に異論はないこと

から、UPZ を 30km 圏とする方向で関係機関とも調整を進めているところですが、最終的には佐賀県防災会議において決定されることとなります。

4. 「妊婦、子どもに関する特別な避難基準を定めるべきではないか」との指摘に対して、規制庁は「具体的に決まっていない。要介護者を含めて、早期に避難してもらいたい」と述べるにとどまっています。県としてどのようにお考えですか。

【答】

原子力規制委員会からは、平成25年2月27日に開催された原子力規制委員会の資料6-1において、

「IAEAが国際基準文書であるGSG-2で提案しているOILは、放射線被ばくの感受性の高い胎児や子供を考慮したものであり、本指針のOILは、その水準よりも低い値となっています。

加えて、本指針では、妊婦や子供については、重篤な被ばくをより迅速に回避する観点から、PAZにおいて他の住民等より早い段階から避難を開始することとしています。また、OILによって判断される一時移転等を実施するに当たっても、妊婦、子供等への対応を優先させるなど、防護措置の運用面での配慮が必要であると考えています。」との考え方方が示されています。

これらの考え方を元に、原子力災害対策指針において、いわゆる「災害時要援護者」については、他の住民等よりも早い段階で避難を行うこととされたところです。法令により、地域防災計画は原子力災害対策指針に基づくこととされていますので、県としても、こうした考え方を踏まえ、原子力災害対策の検討をしていきたいと考えています。

5. 放射線管理区域の基準が年換算5.2mSv、毎時換算 $0.6\mu\text{Sv}$ であることを考えれば、早期防護としての $20\mu\text{Sv/h}$ (年 20mSv)は高すぎる問題があります。指針に不備があります。県としてどのようにお考えですか。

【答】

ご指摘につきましては、県において判断できる知見はありません。

原子力災害対策に関する法制・制度において、専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針によるものとされており、県としてもこれをもとに原子力災害対策の検討をしていくものと認識しております。

6. OILの基準値では、ブルーム通過そのものによる外部被ばくと吸引による影響は考慮していないと回答しています。福岡市は37kmの距離ですが、ブルーム通過を前提に防災計画を作ることになっています。県としてどのようにお考えですか。

【答】

原子力規制委員会においては、PPAの考え方の導入について検討をされる予定と聞いており、県としては、この検討結果を踏まえ、原子力災害対策の検討をしていきたいと考えています。

口頭での追加質問事項

平成 25 年 2 月 14 日付け東京新聞の記事について、県としてどのように考へているか。

【以下、記事の内容】

(前略) 田中氏(原子力規制委員会委員長)は「防災計画がきちっとしていて、地域の住民が安心できるかが、再稼働の議論の大きな条件になる」と述べ、実効性のある防災計画が再稼働の条件となる考え方を示した。

地域防災計画は法律上は再稼働の条件ではない。だが、田中氏は原発が新たな規制基準を満たしているだけでは不十分で、防災計画で住民の安全がケアされていることが、「車の両輪」として重要との考え方を示してきた。

(中略)

田中氏は(中略)「計画をある程度つくった上で、実践的な訓練をやり、悪いところを直していくことも必要」と述べ、策定の期限とされてきた三月十八日にこだわらず、実効性を高めることを優先する考え方を示した。

【答】

玄海原子力発電所の再稼働の議論とは別に、現に原子力発電所が立地している以上、万一の事態に備え、地域防災計画を整備することは必要なことと認識しています。

この認識のもと、平成 23 年 8 月には「佐賀県原子力災害暫定行動計画」を策定し、平成 24 年 2 月には県独自で見直し可能な範囲で地域防災計画の修正も行ったところであり、平成 25 年 3 月中には原子力災害対策指針の策定等を踏まえた地域防災計画の修正を行うよう、現在検討を進めているところです。

また、今後も、地域防災計画について、国の防災基本計画や原子力災害対策指針の修正の反映や、原子力防災訓練の実施等による PDCA サイクルに則った修正を図るとともに、県民の皆様に広報や原子力防災訓練への参加を通じて災害時の対応を理解していただきなど、災害対策全体として実効性が上がるものとなるよう、継続的に取り組んでいきたいと考えています。

要請事項

30km が妥当であるかどうかは、県民の命に関わります。科学的な根拠が県民、議会に情報公開されて初めて議論ができます。原子力防災計画は、県民の理解と協力なくして何の効果も発揮できません。防災計画は実効性のあるものでない限り何の役にも立たないことは、福島原発事故で明白です。以下、要請します。

佐賀県民の命を守るため、原子力防災に必要な被ばく予測データの公開を国に求め
てください。(OIL 基準である週 50mSv、年 20mSv の地点について、97% 値と 100%
値の場合で、且つ全方位で)

【答】

原子力規制委員会が実施した放射性物質の拡散シミュレーションは、

- ・過去の玄海原子力発電所周辺の気象条件においては、東・南西側に拡散が広がりやすいこと
- ・放出量等の一定の条件設定の下での、IAEA（国際原子力機関）が定める避難指示の発令基準（100mSv/週）に達する距離

という拡散の全体的な傾向等を表した参考情報として提供されたものと理解しています。

さらに、放射性物質の拡散シミュレーションは、放出量・放出継続時間やその時の風向き・風速など、様々な仮定をおいて実施されていることから、条件設定が異なれば、結果も異なってくるものであり、その精度や信頼性には限界があるものと考えています。

このため、拡散シミュレーションは、防護対策の検討に活用できるものではないと考えているところであり、試算結果の詳細なデータを必要としていないため、ご指摘のデータ全てが提供されなければならないとは考えていません。